

# 法人類学の内容 (VIII)

組原 洋

## 目次

まえがき

一 一九三年度前期

二 一九三年度後期

三 一九四年度前期

四 一九四年度後期

五 一九五年度

六 「内容」の変遷

## まえがき

本稿は、「法人類学の内容 (I) ～ (VII)」(冲大法学第五〇七、九号、一一・一二合併号、一四、一七号所収、以下

I・IVと略す)に引き続き、一九九三年度から九五年度までの私の法人類学の講義内容を中心にまとめたものである。この期間の講義内容は、すでに発表した部分が多く、しかし、発表していない部分だけ並べたのでは分からない。それで、すでに発表した部分ではできるだけ簡略にまとめながら、原則として、時の流れに沿ってまとめた。

ところで、九六年一二月、沖縄大学の法学科と経済学科とを統合し法経学科とする改組転換が認可され、九七年度から実施の運びとなった。法経学科の新カリキュラムでは、法人類学は比較法文明論と改称されている。そこで、九七年度から新科目名で講義することにした。この結果、法人類学という科目名での講義も、九六年度限りで終わることとなった。すでに、九六年度の講義は終えているので、最初はこの分も一緒に収録するつもりでまとめ始めたが、量的に無理なことが執筆とともに明らかになったので、九六年度分は別にすることにした。

今回も多数の立派な著作のお世話になった。それらを私なりに配列する楽しみが執筆の主要な動機であることは、これまでと変わらない。ここで感謝の意を表する。

忌憚のないご意見・ご批判をいただければ幸甚である。

## 一 九三年度前期

九三年度から九五年度まで、前期では、いわば総論と、あとマクロな見取り図を設定し、後期ではその時々興味を持っているテーマを取りあげるという形式でやったが、実は実質的に内容の面でこのような区別は崩れていったと思う。

九三年度前期は、やったばかりの講演「時間・空間と人間の設計」(後に、沖大法学第一五号(一九九四年)に、同

題でまとめた)中のフィールドワークの部分を使つて導入をしたあと、これに関連して、スウェーデンの生活保障、生涯学習についてやった(後に、Ⅴの中でまとめた)。

この年は国連の世界先住民年だった。なぜか「先住民」は世界各地で差別を余儀なくされているらしいのである。そして、それは、「先住民」がマイノリティになつていふことをも示しているのである。確かに、例えばアイヌ民族の処遇などは、実にひどいもののものである。ただ、「先住民」が世界各地でマイノリティになつていふことは、逆にいえば、移動してきた「後住民」がマジョリティになつていふことであろう。人類は、思つた以上に頻繁に移動しており、つまりは旅をしてきたのである。「移動」ないし「交通」といふ視点を意識しながら、こういった問題を考えてみたいと考えた。

このようなことを考えたのも、つまりは、私的に動けない状況が続いて、何とか動けないかともがいていた気持ちが出したものだろう。そのような状況の中で、五月に、鶴見俊輔氏と長田弘氏の対談「旅の話」(晶文社・一九九三年)を読んで、非常に大きな影響を受けた。移動ということが頭にしみついた。例えば中華世界などというのも、移民を前提にしているので、移動の観点を含んでいる。このように考えて、講義内容も個人の声が含まれた内容にしたいと考えた。単なるパターン分析ではつまらない時代になつてきたということである。パターン分析だとしても落ちるものが出る。落ちるものをこそ、むしろ拾い集めてみたらという気にもなる。鶴見氏の言うように「すきま」が大事であると思う。こういう観点から本選びをして、一番趣旨通りに実行できたのが、九七年に中国返還を控えた香港についてだった。

まず、ゲルト・バルケ、片岡みい子訳「香港の声」(晶文社・一九九二年)を読んだ。この本はインタビュー集だが、

一番後ろから順に読んでいった。三分の一ぐらい進んで、どうもつまらないので、今度は最初から読んだら、やはり最初は余り面白くはなかった。最後の三分の一は面白く、いろいろ考えさせられた。最初に読んだ三分の一は、「若い世代」「学者と宗教家」「市井の人びと」、そして、「政治と法律をつかさどる」の一番最後のもの、それから最初に移って読んだのは順に、「エンタテインメントの世界」「ビジネスの最前線」「政治と法律をつかさどる」である。そして、皮肉にも、最も面白く、興味を感じたのが「五分五分の賭け」と題する、外国籍公務員協会会長のインタビュ。講義では、一番最後に読んだインタビュのコピーと私の感想文を配布した。こういう形の講義は、アメリカが一番やりやすいのではないかと予想していたのもちよつと意外だった。

香港の場合、再読したらまた違う感じになるかもしれないが、庶民とか、若い人とかでは、肝心なことがよく分からないということがあり、それで、それらの人びとに対するインタビュも面白みを感じなかつたのではないかと思う。ビジネススマンと、行政の仕事をしている人に面白い意見が見られる。これはつまり、香港というのは「自分がすべての場所」だから、仕事自体の内容が大きく影響するということではないかと思う。講義で配布した私の感想文を以下に掲げる。

ゲルト・バルケ、片岡みい子訳「香港の声」を今読み終わった。

この本は香港在住の人々に対するインタビュの記録である。時期は、天安門事件前であることは確実である。しかし、八四年の中英共同声明以降である。したがって、中国はもう逆戻りはしませんよ、という意見が多い。

香港は、六〇年頃まではさええない場所であつたそうだ。それが俄然活況を帯びるに至つたのは、中国本土から大量に

人が逃げてきて、そしてそれらの人々が優秀だったからである。だから香港の発展は第一にこれらの人々の功績であったと思う。こういった人々が人口の四〇%だそうで（一四九頁）、経歴からして、共産中国を信じ切れないのは無理もない。これらの子孫、親族も当然影響を受けるだろう。

イギリスの植民地統治を絶賛する声も多いが、「でもそれはきつと偶然で、彼らはたまたま香港を成功に導く処方箋にいきあたっただけ」（二二〇頁）だというのが真実に近いのではないか。「イギリスで昇進できなかった連中」（一九一頁）が送られてきた。「ともかく、最低水準の役人たちがほとんど」（同頁）だったのである。魅力のない単なる植民地、と。したがって、「自治」能力などつけさせようなどと思いきえしなかったであろう。イギリスはよかつたという人々も、政治能力をつけてくれなかつたことを嘆く人が多い。思うに、ないものねだりというべきであろう。

それにしても、こんなにも政治から疎外されていたとは、という驚きを感じた。何しろ、直接選挙は是か否かなんて論議をやっているのである。しかもどちらかというと直接選挙に消極的な意見が多いように思われるのである。中英交渉では、サッチャーのやり方がまずかつたと多くの人は言っている。事前の秘密の外交交渉も何もなくいきなり世界の見ているところで接触したという感じで、「面子」を重んじる中国としては、こういうふうにはやられたら引くに引けない。鈍感というべきである。ということは、イギリスが香港のことをそんなに真剣に考えていなかったということでもあろう。

中国人というのは、そもそもが、政府というものを信用しないということまで定評があるが、まったく、「自治」への欲求というのがそんなにもないのかと、不思議になる。中国本土から来た時は食うだけで精一杯だったというのはわかるが、その後発展していつて、「自分たちの政府」を持つと思わなかつたのだろうか。教育のせいなのかなあ。「香港

ではほとんどの人が政治には興味がない」(一九四頁)。八四年の中英共同声明の前、人と資本はほとんど出でいった。共同声明で落ち着いて、徐々に戻つて来たそうだが、問題は、日本、アメリカといった外国資本が目立つようになったということであろう。外国資本から見て投資の価値がある、というのはいは悪いことではないかもしれないが、香港の場合、それはいつでも撤退が可能な立場ということなのではないか。「香港の声」を読んでみても、外国籍の人々は逃げる準備がいらぬのである。いつでも逃げることはできる。九七年になつて、様子を見てからでいいのである。

中国本土で事業をやっている人の中にはうまくいつている人もあるが、撤退を余儀なくされた人々も多いようである。そしてそれは、多くは中国の役人との接触がうまく行かなかつたという理由によるようである。「一国両制」なんてものが、本当に可能なのか。これまでの中国の動きを好意的に見てみると、「資本主義と社会主義のよりよい混合体」(一九七頁)を求めている試行錯誤とも取れなくはないが、その振幅の大きさは、その試みが如何に困難であるかも示している。統一した「中華世界」を構築したいという中国の欲求は真剣なものであろうから、香港をパーにしてしまうようなことは簡単にはするまい。しかし、その能力があるかどうかは、かなり疑問とせねばなるまい。

香港は、よくも悪くも、資本主義を純化したような地域である。ちよつと具体的に考えても、「広東では死刑に処せられる罪でも、香港では数年の投獄ですむ」(一二六頁)といった具合である。香港の民事犯罪の量刑を死刑を含めて重くすべきであらうか。中国本土の人々は、香港人に比べ自分たちがずつと厳刑に処せられていると知つたらどう反応するか。

(九三・五・三〇)

その後、小木哲朗「香港返還―揺れる若きエリートたち」(日本放送出版協会・一九九三年)を読んだ。NHKで、

この番組を見た記憶がある。最初見つけたときは買う気にならなかった。「エリート」の話をきいてもしかたないだろうと。その後買う気になったのは、個人の声ならどんなのでもきいてみたいと思ったことによる。インタビューによって講義を組み立てるといふ考えに魅せられたわけである。読み出したら、とても面白かった。こんなことまで書いて、インタビュースされた人は大丈夫なのだろうかと思うほど正直な内容である。

中国については、講義案をまとめながら、いろいろ文献を物色しているうちに、アナタ・チャン、リチャード・マドスン、ジョン・サン・アンガー「チエン村 中国農村の文革と近代化」(筑摩書房・一九八九年)が数年前買った本の中から出てきた。一読して、きわめて興味深かった。文革というものの実態がずつとつかめなかったが、これは単なる空白期といったものではないということを実感させられた。以下に、メモを掲げる。

\*「運動」が次々にやつてくる。今日断罪する者が明日は断罪され、やがて、さらに、復活するということが明瞭に認められる。だから主人公は大幅には入れ替わらない。

\*当初は、みんな信じてやつているが、二回三回と同じことを繰り返すうち、信じないというか、いずれひっくり返らんだろうと人々も予期しながら動けるようになっていく。

\*運動の大義名分は、基本的には「良い階級」の敵、「革命」の敵を排除するという大義とその行き過ぎ是正の繰り返しという感じが強い。これによつて、一連の実行不能な経済計画が繰り返された。

\*良い階級とはかつて貧乏であったということでしょう、基本的に、それが、豊かになってきたというのが革命の成果でしょう。でも「悪い階級」の家に生まれるということとは選んでやったわけじゃない。

\*ある程度までの共同化は、生産を伸ばす。問題はいつでもそこを行き過ぎてしまったこと。「もしも毛首席が文化大革命を始めなければ、すべてうまくいったでしょう」(一二二頁)。

\*チエン村は同族村である。四〇〇年以上も前に近くの県にある人口過剰な同族村からやって来た移住者たちによって創設された(二二頁)。村内に五つの祠が散在しているがそれぞれがチエン氏一族の分派のものである。団結心はおそらく大部分の中国村落よりも強いだろう(二二頁)。

\*五〇年代初期、チエン村を新しい方向へ導くのに必要な能力を持ったものは貧困な階級には少なかった。ほぼ全員が文盲で、責任ある地位についたことのあるものはほとんどいなかった。土地改革で積極的であつた弁の立つ中農の一人が指導者(党書記)になつた(二六―七頁)。

\*人民公社は昔の行政村に相当する。生産大隊は(時には複数の)自然村からなる。人民公社の幹部は国家から給与を支給されるお役人であり、任地もしばしば変わる。「工作隊」として本書では登場することが多いようである。生産大隊は村の実力者である。生産隊というのは字みたいなもんだらう。

\*大躍進「人民公社化」農村の生産単位が大きければ大きいほど先進的社会主义という考え「ほぼ二万人ぐらいの人々からなる地方集市圏(集鎮、すなわち農村の市場町を中心とする物資の集散圏)の全域が一人人民公社」。

大躍進後、チエン村は五つの生産隊に分割。それぞれが近隣の約四〇戸をもつて構成。

各生産隊が耕地の五分の一ずつの所有権を得る。自留地も再び許される。「赤さ」より管理能力で生産隊の委員会委員は選ばれる。六一年村の飢饉は終わる(三二―三頁)。

\*下放青年。

\*農村では体力、労働能力がないと眞の尊敬は得られない。

\*六六年一二月、村落レベルより上の政治機構は、広東省レベルを皮切りに、県レベル、人民公社レベルへと急速に崩壊。生産隊に対する生産大隊の諸決定実行に当たつて、国家権力の後ろ盾に頼ることはできなくなつてしまつた。六七年一月までには村落レベル組織も活動停止し始める（一五二―一三頁）。

それと共に村と村との古い対立関係が復活（二六〇頁）。

\*六種類の悪人（一七四頁）。（一九六八年の公安六条）該当者を少なくとも三%あげないと任務を正しく遂行したことにならない、と。

\*婚約をめぐる大騒動（第七章。二二八頁以下）。

家系を継承する息子と孫息子を持つことが肝心。「いつたん嫁にいつた娘は他人のものである」。結納金は高かつた。故に男女比がアンバランス。それでも村の外に嫁を見つけることはできた。豊かな村でもより貧しい小作を抱えていたから、結納金競争に負けつばなしということはなかつた。

土地改革と集団化の運動は農家間の格差をなくしてしまつた。ゆえに、将来結婚の当てのない男があふれる。

同族内結婚のタブーへの反逆。結納金も落ちるし、娘が近くにいれば結婚後も頼れる。

全体の七く八割が村内結婚となる。七〇年代半ば、婿は平均二四歳、嫁は二〇く二二歳だつた。嫁の取り合いをめぐる村内騒動の発生。

\*林彪事件の与えた影響は大きかつた（二八一頁以下）。

\*そして香港への大量逃亡。

\* 経済特区となる。

\* 結局、一九七〇年代末までで残ったものは、お上に対する徹底的な不信と、裏返しとしての、というか本来のというか、ともかく家族への関心。

\* こういう過程を経てきているのだから、「公」へ収斂することは、そう簡単にはいかないだろう。「公」と「私」をつなぐものが弱いということを感じざるを得ない。昔に比べて一層冷ややかで、利己的な幹部がいる。おおつぴらに職権が利用できるようになればどうなるかは自明の理ではないか。公共精神は退廃している。

\* 公共精神の退廃は村の路地の不潔な状態に最もありありと見ることができよう(三四二頁)。

ところで、一九八七年三月に初めて広州・香港を旅行した(Ⅲ・五・1参照)あと、九六年六月に再訪した。その時の旅行記は、「一九九六年広州・香港の旅」と題してまとめた(沖繩大学地域研究所報第一三三号(一九九六年)所収)。二度目の旅行は、沖繩法政学会が広州市から、「広州建城二二一〇年祭」に招待されたのに便乗して行ったものである。最初の旅は「自由旅行」が許されるようになったあとちよつとしてからの個人旅行で、香港から広州に入って、その後三週間ほど、杭州、上海、北京、成都、昆明と動いたが、中国の公務員との戦いの連続だった。実にくたびれた。中国と日本が「同文同種」だなんてとんでもない誤解だということたたき込まれたのである。

二度目は公式訪問で、これとは全然逆の体験をした。何しろ、公安の車に先導される毎日だったのである。うわさにかいていた「幹部」の日常にじかに接することとなった。この一〇年近く、中国が市場経済化してきていると聞いてきたので、漠然と、資本主義社会と何ら変わらない社会になつていきつつあるかのような錯覚を起こしていたのだが、と

てもじやないが、話はそんなに簡単ではないと思つた次第である。例えば、法学のあり方を今いろいろ考えさせられたが、日本なんかとは大きな落差がある。一言でいえば、今も政治優先ということである。香港から中国に入つたあたりで大きな標語を見かけた。中国的な特色ある社会主義を建設しようというものである。これを指導原理とするところが広州市法学会会則第一条にかかっている。しかし、確かに大きな変化は起こつている。とくに深夜までまちが明るく、人も歩いているところか、アベックで一杯なものにはびつくりした。乞食も多い。とくに子供の乞食が多い。女の子の乞食がいた。捨て子か。自転車が減つて、車とバイクで一杯だった。喉を痛めた。広州市など常時渋滞気味になつていて、車だけではもう無理である。実際、当時地下鉄を建設中だった。その関係もあつてか、とにかく、町中掘り返している感じで、オリンピック前の東京を思い起こした。ホテルの数がとにかく増えたのも印象に残る。

元に戻るが、欧米については東南アジアと比較して次のようにまとめた

欧米と東南アジアとを比べてみた時に、どちらもそれなりの「個人主義」を持つている中で、欧米においてはそれが「自由・平等」という形でセットになつて主張されるのに、東南アジアでは、平等ということの方は抜け落ちていゝるということがある。

ところで、アメリカを見てみると、平等ということの内容は、主として「機会均等」を指しているらしい。「結果の平等」の方は表現に程遠い。というか、「結果の平等」を達成しようとする政策に対しては根強い抵抗がある。いわゆるアフアーマティブアクションをめぐる動きを見ればそれがよく分かる。結果の不平等をつくりあげている原因基本的に黒人差別があることは、周知のとおりである。これを象徴するのが、アンダーグラスと呼ばれる、貧困ラインより低い生活をしている人々である。黒人家族の中でアンダーグラスの占める割合は、六九年に一四%、八三年に二三%、八六

年には、何と三〇％である。反面、非貧困労働者は四四％、三六％、三四％と減少している。「貧困の文化」という言葉を、メキシコを研究したオスカー・ルイス氏が使用したが、アンダーグラスにも同様なものが見られるといわれる。また、ホームレスもアメリカを象徴する現象である。住む家を持たない人の数は全米で数十万とか、数百万とか言われる。「家のない家族」(晶文社・一九九一年)を書いたジョナサン・コゾール氏は二〇〇万から三〇〇万人と推定している。これはアメリカの人口の一％前後である。住宅政策のあり方が大きく影響しているといわれる(上坂昇「アメリカの貧困と不平等」(明石書店・一九九三年)による)。なぜこういうことになったのか、と考えると、アメリカが「社縁」の世界であるということ関係しているのかもしれない。似た者、等しい者が集まって集団を作る。クラブが原型だという人もいる。そのようにして町ができていくのだと。もともとは、「主体性」が前面に出て、開拓の時期にそれが望ましい機能を果たしたのではないかと思われるが、現在アメリカはすでに、エスタブリッシュメントの社会になつている(前掲「旅の話」)。特に大都市ではそうである。法的には、一九六四年の公民権法が成立して黒人を差別する法律はなくなつたが、根に潜む分離主義は、死んではいけないのだろう。同じ新大陸でも、例えばメキシコのような国ではまた事情が違ふ。

香港の場合、長らく政治から隔離されていた。そこには「自由」だけがあつたのである。しかし、ワクはきちんと用意されていた。そういうつた状況の下で香港の経済発展は達成されたのである。純粹な資本主義といえはいえるかもしれないが、近代資本主義の生まれたヨーロッパでは、当然のことであるが、「政治経済学」として、資本主義は政治とくつついてきたのである。

## 二 九三年度後期

九三年度の後期では、「市民のための国際条約」を考える会編「現代日本の人権状況」（大村書店・一九九三年）が当時の私が興味を持っていたテーマを扱っていたので、この本に沿ってやっていた。九三年の夏休みの中に連立政権が誕生し、戦後補償や地方分権の問題が注目を浴びていた。テーマは順に、死刑廃止、戦後補償、人種差別撤廃条約、外国人労働者問題、先住民族、拷問等禁止、子どもの権利条約である。

死刑廃止の問題との関連では、かたつむりの会編「殺すこと殺されること 死刑制度と日本社会①」（インパクト出版会・一九九三年）に感銘を受けた。水田ふう「後記にかえて」によれば、反戦や反原発運動やってきた人が死刑廃止の署名は簡単に断る、ということがあり、時には死刑肯定の対立意見をぶつけるのだそうである。鶴見俊輔、池田浩士両氏の話のメモを以下に掲げる。

### 鶴見俊輔「殺人を避ける方法」

\*一 神教でなくても、運動というのはある程度大きくなると必ず不寛容な教義を持つに至る。

「これが真理だ」というふうに結論を示すことは鶴見氏はしたことがない。しかし、今までやって来た間違いをきちんとつかまえば、それを避ける方向に自ら真理が見えるであろう。

\* 死刑廃止運動というのは、マルクス主義、社会主義、原理運動とは違うのではないか。そういう運動そのものを解き

ほぐす種がこの運動の中に仕込まれているのではないか。どのような立場の人も、「殺すな」というでしょう。

\*動物はお互いに殺し合いをしてきたけど、助け合いもしている。殺すのを避ける仕方も発達してきた。河合雅雄氏はグラダヒヒを研究したが、敗れたリーダーは第二位の雄として残る。ソ連の歴史ではライバルはだいたい殺される。

\*我々の中では繰り返し、殺し合いを新しく作っていく力が働いている。その力というのは根本的には戦争である。戦争のあるうちは死刑廃止は無理？戦争が具合悪いのは、国家が他国人を殺すことを命令するだけでなく、自分は殺さないというやつは抹殺する。殺すなという以前に、殺さないというやつは殺せと。殺さないという覚悟を持った人間を守る法律や制度がある。

\*死刑を認めないとリンチが氾濫するというのは強い意見である。アメリカでの日本人高校生射殺事件などリンチの最たるものである。

\*日本の中に難民が入ってくるとこれもからんでくる。逆に言う日本単一民族の神話も死刑廃止の妨げになるのではないか。

\*色んな運動をやっている人が入ってこれる場を作ることが大切。

\*戦争中に自分が人を殺さなかつたのは偶然に過ぎない？

\*敗戦までの長い間軍国主義の旗を振っていた人が日本の知識人の大半である。が、別の道を探っていた人は少数だがいる。

## 池田浩士「仇討ちと死刑」

\* 自分の大切な人を殺されて、殺した人を八つ裂きにしたいなら、何で自分で八つ裂きにしないのだろうか。

\* 穂積陳重「復讐と法律」にいわく、人類の歴史というものは復讐から法律へと移り変ってくる歴史であった。復讐というのは本能。自分のかわいい子供が柱にゴツンとぶつかつたら、柱を親がビーンとぶん殴る。未開の部族においては血族による団結で生活を維持しているところが非常に多かつた。そうすると、身内が一人殺されるとバランスが崩れる。文明開化とともに、仇討ちしている場合と悪い場合の区別がなされていく。駆け込み寺みたいなものを作るとか。調停する役割を決め、やがて慰謝料出させて手打ちにする、と。法律による仇討ちの代理行為を国家が行うようになった。

\* 復讐から法律への移り変りは犯罪行為の対し方の変化であると穂積氏は言う。目には目をとというのは過去をみている。法律段階になると抑止力ということが重要になる。

\* こういう変化がいい方向の変化だったのかどうかと池田氏は考えている。

\* 敵討ちの場合は必ず敵を討つんだということを周囲の人にも敵自身にも告げないといけない。敵討ちは人殺しではない、犯罪ではない、成敗するのである。

\* 四一年かかつて敵討ちした話。敵討ちというのはいらないとお家断絶どころか笑い者。江戸時代は、百姓町人であろうと敵討ちというものを非常に重くみていた。

\* 仇討ち不能のケース…①下の敵は討てない。妻が殺された場合も討てない。②上意討ち（主君の命令で殺された場合）③果たし合いで死んだ場合④又敵（重敵）⑤戦場での一騎打ち⑥刑死したものの敵討ち。赤穂浪士の場合。浅野内匠頭は切腹。⑦法によつて裁かれた敵。敵が役人に捕まつてしまつたらもうおしまい。斬首役に志願して果たしたという話

が一八六八年（明治元年）にある。⑧御所神社仏閣の近所⑨外堀の内側、等。

\* 敵討禁止令（一八七三（明治六）第三七号布告）、一八八〇年公布の刑法で敵討ちは普通の殺人罪になる。

人殺しを罰するのは公権に属する。仇討ちは私憤で公権を犯すものであるから殺人罪を免れない。私は国家に服すべしということ宣言している。仇討ちの中では許されていた私の権利、感情というものが国家の権限に劣後する。

\* 江戸時代に仇討ちが奨励されたのはそれが当時の社会秩序維持に不可欠であったということでしょう。江戸時代、仇討ちしたいというせつば詰まった気持ちと、仇討ちせねば物笑いになるという気持ちと両方ある。三人討ち取ろうとしたら一人だけにくれといわれて思わずほつとしたというような、敵であつても人を殺すことに対する拒否反応、拒絶的な心情というのをもまた私情の一つでしょうね。敵と会うまでに長い年月がたつて気持ちに変化が生ずることもある。菊池寛「恩讐の彼方に」。敵討ちの中には私情と社会の公権とが矛盾を来す瞬間はしばしばあつたのではないか。仇討ちというのも公権力が私というものを道具にする一つの実例に過ぎなかつたであろう。「敵を取らない」と決意することとは、自分がもう武士としては生きないということである。生活の基盤を捨てるということである。大変な決意なのである。仇討ちか死刑かという二者択一でない道は…

\* 宮武外骨「私刑類纂」（一九二二年）リンチの研究書。

アイヌや台湾の生蕃あるいは南洋群島の人々が非常に残酷なリンチをする。

これらの地は日本の支配下にあつた。植民地統治の故に残酷なリンチがある。

民主主義の世界では政治的な暗殺はなくなる。自分が必ず罪を得なければいけないから、馬鹿らしいから。政府の政治に対する信頼があればリンチはなくなるはずだ。非常に暴虐な政治が行われている時、自分で敵を討つということが

やむにやまれず行われる。

文化が進んでも、「人として許せない」という感じの道徳的なリンチは残る。しかしその効果は薄れるだろう。恥知らずが増え、悪い評判を屁とも思わないようなやからがふえるから。それでもリンチする人間というのはアナーキストなのであるが、それがあから世の道徳も辛うじて維持されている、と。

\*単なる社会の鹵車ではないようなあり方に対応するしくみ。ある？

人種差別撤廃条約との関連では、差別表現の問題を取りあげたが、これについては、拙稿Ⅶで述べた。先住民族に關しては、以下に「現代日本の人権状況」第六章 先住民族の権利と国際条約の役割（市民外交センター上村英明氏執筆）のメモを掲げる。

\*一般に先住民族は、自らを、何の交渉や合意もなくある国家に無理やり統合された民族であると考えている。暴力的統合・征服・侵略によつて民族としての伝統的価値観に基づいた社会発展を完全に否定された人々。その歴史は決して過去のことではない。よつて、民族としての「主権」の回復が不可欠であり、国家と自らの民族の交渉は国内問題ではなく、国家間交渉、いわゆる国際関係であると考えられることになる。

\*一七六三年のイギリス国王宣言は、先住諸民族をヨーロッパの主権国家とみなすことを声明。一種の国境線。

\*アメリカでは一八七〇年まで先住諸民族との条約には、大統領の署名と連邦議会の批准という手続きが取られていた。

一九六〇年代、ベトナム反戦や公民権運動と連動、レッドパワー権利運動。

一九七四年、スー(ラコタ)民族中心に国際インディアン条約評議会組織される。七七年、経済社会理事会に諮問資格もつ国連NGOとして登録。

八〇年、スー民族、ホピ民族、ハウデノショーニ民族、ウエスターン・ショーニ民族、セミノール民族が合同で人権侵害についての通報を国連人権委員会に提出。「先住民としての権原」に基づいて先住諸民族に保障されるべき土地を保護していないアメリカ政府は基本的人権侵害である、と。

同年、ディネ(ナバホ)民族は第四回バートランド・ラッセル国際法廷に出席。法廷は、アメリカの強制移住政策はジェノサイド条約第二条c項「集団の全部または一部の肉体的破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に故意に課すること」、e項「集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」に該当するとした。

アメリカは、国連の人権条約の多くを批准していないので、このような活動に限界がないとは言えない。

\*カナダ政府は人権規約・自由権規約の選択議定書を批准している。個人通報の権利。

八〇年、ミクマック民族は自由権規約一条「人民の自決の権利」に基づき規約人権委員会に提訴。いわく、一七六三年の国王宣言根拠に、自らは大英帝国が国際的に認めた国である、と。

\*一九八二年以来、人権小委員会の下部機関である国連先住民作業部会で「先住民の権利に関する世界宣言」起草中。

\*アイヌ民族取り巻く国際条約

a. 定義

アイヌ民族の権利保障が進展しないのは「先住民」の定義がはっきりしないからだというのが日本政府の立場――

ILO一六九号条約（一〇七号条約を改定したもの）一条で定義。

b. 人権状況の進展に関する報告

一九八六年まで、その存在自体否定されてきた。単一国家論。

八七年、日本政府は、B規約の第二定期報告書（五年に一回）で、独自の文化・言語・宗教を持ったアイヌ民族が存在すると国際的に表明。B規約二七条に少数民族の保護規定。

先住民の人権状況進展については、北欧諸国などでは、人種差別撤廃条約に基づく定期報告書で取り扱われている（二年ごとに提出）。

c. 環境・開発権

日本の環境保護法体系はアイヌ民族を権利対象としてまったく想定していない。自然環境保全審議会などにはアイヌ民族の参加は認められていない。

環境と開発に関するリオ宣言二二原則。

ILO一六九号条約は一三〇一九条で土地権について定める。

世界銀行の先住民族に関するガイドライン（九一年）は先住民族の協議権を認める。

d. 子どもの権利

同条約三一条。言語、文化、宗教の権利を否定されないとする。

e. 文化財保護

ユネスコの条約。

文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約（七〇年採択）。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（七二年採択）。

オーストラリアではアボリジニーの海外にある文化財をオーストラリア国内に返還させる政策を連邦政府が採用している。

f. 民族自決権と個人の権利

B 規約一条。

\* 悪名高い北海道旧土人保護法など除き、アイヌの民族としての権利はまったく規定されていない。

最低基準を明らかにするという意味で…

カナダが出てくるので、これに関連し、加藤普章「多元国家カナダの実験」（未来社・一九九〇年）のメモを作成配布した。先住民問題では、カナダはニュージージーランドとオーストラリアの中間に位置づけられるとされている。

拷問等禁止条約に関しては、「現代日本の人権状況」に代用監獄関係の参考文献が掲げられていたので、「日弁連カウンターレポート 問われる日本人権」（こうち書房刊、桐書房発売・一九九三年）から関係箇所をコピーし、配布した。これを読んであらためて「場」というものの怖さ、すごさを感じた。

子供の権利条約については、たまたま、石川憲彦・内田良子・山下英三郎編「子供たちが語る登校拒否―四〇二人のメッセージ」（世織書房・一九九三年）というバカでかい本のほか、石川氏的那覇での講演録及びテープも入手した。

講演録からのメモを以下に掲げる。

子どもたちの今を考える会編「いのちのこえにきく―石川憲彦氏講演録―」

メモ

一九九三・六・二〇（於）自治会館

\* 文部省発表で、義務教育年代で登校拒否する子が五万人越えた。五〇日以上の長期欠席のこと。  
きちんと届けがある場合のこと。これからはずれるのも入れるとどれだけになるか。

高校の中退が現在一〇万人を越えているという話もある。

\* ひたすら学校にしがみついでそこで生きていくしかないというのはほんの二〜三〇年のこと。

儒教文化圏では、学校に行かないのは大変なことという意識。損得を越えた問題。二宮尊徳が象徴。ガマンするから楽しいところまで行く。学校に行かないと人間として欠陥があるとみなされる。人格を問われる。だから家族は焦る。子どもも焦る。

一〇年前、サンディエゴで、「登校拒否が増えている、その対策に、学校に来る子に二五セントずつ上げる」という記事を読んだ。学校に来ることは得になるよ。もつと大事なことがあるよ、とは日本では言いにくい。

\* 専門家といわれるひとはどう見ているか。

①「父性が日本の家庭から欠落している。母性は過剰である。」それによつて、忍耐力のない、精神的な土台のできていない子が生まれる。耐性欠如の子が挫折すると、思春期挫折症候群というような病気になる。その一つが登校拒否であり、家庭内暴力であり、非行である、と。尾を引いて、三〇代、四〇代では無気力症、と。

いわゆる「母原病」説。日本の多くの大人の本音であろう。

②ほとんど支持する者はいないが：「登校拒否の子は大多数に脳に傷がある」つまり、脳の病氣だという説。

\*昨年（一九九二年）春、文部省もついに、特別な子、病氣という考えを放棄、あらゆる子に起こり得ること、そしてそれは学校が子どもたちの心の居場所にふさわしくないからと言い出した。

\*家族（例えば母）悪者という形で家族が責められている間はまた子どもは救われる。家族までが子どもを責める側に回った時、決定的な不幸が訪れる。

綾瀬のコンクリート詰め殺人事件で、登校拒否していた子供たちが集まっていたという理由で、誤認逮捕されて、裁判直前までいったという事件が東京で二件ある。拷問をかなりされている。

家族が守ってくれる皮膜にならない。すれ違わざるを得ない。外の世界、学校と裸で対面。

決して今の社会だけがそうなのではないが。

\*子供を叱る言葉「早く、ちゃんと、きちんと。学校でも同じ。

なぜか。将来、他人の目を考えた考え方。

アメリカでベビーシッターしてせかしたら叱られた。一〇才までの子を早くなんてせかすのは犯罪だと。じゃ、どうするのか。子どもに謝るか、協力を依頼する。

日本が後進工業国となったことが影響。自然相手の農業ではできない。その重工業中心も先が見えた。鉄鋼生産量は一〇年前から頭打ち。

生活点検運動。あくびをするな。「一日一回朝ウンチ」運動。

子どもの血液検査で異常が増えている？どうして異常つてわかるのか。

\*日本で登校拒否の発生頻度が一番高いグループは海外帰国子女。

\*学習障害の問題。算数障害とか。思春期を迎えた子どもで、身長が低いということでホルモン注射を打たれた子どもとか。肥満指導を受けた子どもとか。

普通の学級にいながら通えばいいんですよ、と。障害児学習対策は未来の登校拒否を防ぐため？

分けていく方向。

\*人間、弱いから集まったのでは。それが、どこかで、その中で競争して強くなっていくための集団へと転化してきている。

沖縄の場合、沖縄というところに、さらにヤマト、それからアメリカ的自立、二つの学校が非常に強圧的な形で入ってきている。沖縄における登校拒否は一番しんどい格好を取るんじゃないか。

\*学校に行つた方がいいのか、行かない方がいいのか。どつちでもだめになるというんでなく、どつちでも大丈夫だろうという、そういう感じが必要では。

\*総理大臣的謝り方では子どもに軽蔑されるであろう。

この後最終回になり、日本の家族の現状を象徴的に示していると思われる、いわゆる浦和市高校教師息子殺人事件を、斎藤茂男編「息子殺し 演じさせたのはだれか」(太郎次郎社・一九九三年)によつて考えてみた。事件は、九二年六月四日、埼玉県浦和市で高校教師とその妻とが二三歳の長男を殺して裁判になり、一審の浦和地裁では、両被告人とも懲

役三年執行猶予五年の判決だった（九三年三月四日言い渡し）。これに対して、検察側が控訴した。この事件の控訴審判決は、この本が出版された後、九四年二月二日東京高裁で言い渡された（朝日新聞（東京版）九四・二・三朝刊参照）判決は、父親については一審判決を破棄し、懲役四年の実刑判決を言い渡した。長男を行動異常者と推定されるが好転可能性は十分あったとし、当時家庭が壊されるのを甘んじるか、長男を殺害するしかなかったとの一審の判断を誤りであるとした。母親については、社会的経験に貧しく、絶望したのも無理はないと情状を理解し、執行猶予を相当とした。この本を読めば明らかだと思われるが、一審判決は、「問題のない」親の立場を擁護し、それに対して家庭内暴力という形でたてついた長男に異常な人間、人格障害者というレッテルをはったものである。

被害者の父母である被告人夫婦は「問題がない」どころか、模範的で、特に父親は、袋はり内職、納豆売りで学費を作り、浦和高校から東大に入った。法学部から文学部に転じる。埼玉県立蕨高校教員で、生涯一教師が口癖だったそうである。というわけで、減刑嘆願要請書に八万五〇〇〇人以上の署名が集まったというのである。

ところが、この本で、長男と親しくしていた人々の声を聞くと、なぜこれで殺さなければならなかったのと思わず叫びたくなる。

長男は中学まで明るくユーモアに富み、成績抜群、ピアノ達者、スポーツ万能。浦和高校中退後、大検で立教に。ほとんど授業に出ず中退する。一時司法試験受験するとか。その後ミュージシャンになるとして、昼夜逆さまにしたような生活。バイトはしていた。徐々に、家財を壊すなどの家庭内暴力や、両親への悪態雑言エスカレート。事件当日も、仕事から朝帰って酒を飲んで暴れ、冷蔵庫を壊し、電気の傘をたたき破ったすえ、寝てしまう。

本稿をまとめるために改めてこの本を読んでみて一番頭に残ったのは、長男は自作の新曲をはじめに母親に聞かせて

批評を求めているのだそうで、なんと、殺される前の日かその前の日にもそんなことがあったというのである。彼はまたガールフレンドとの性の交渉が不可能だったそうだが、それを母親に告げていたという。家庭内暴力というのも、対物暴力の段階だったそうだ。この本のあちこちで、対物暴力の段階だったということが強調されている。対物暴力というのは、要するに、両親が彼に与えた「環境」を壊すということなのだそうである。弁護側情状証人四人（父親の教え子・父親の同僚教師・母親のPTA仲間・父親の義兄）はいずれも家庭内暴力のことを知らず、被害者をさわやかな好青年ととらえていたというし、被害者の下の弟（三男）も知らなかったらしい。

犯行は、父親が出刃包丁で長男の胸や背中を何度も突き、目を覚ました長男が、「悪かったから殺さないでくれ」といったのに、「いまさらわかつたつて遅過ぎる」と突き刺し続け、出刃包丁の刃先が折れると、母親が持ってきた包丁でまた腹や胸を突き、母親もモデルガンで、それが粉々になるほど頭を殴ったというのである。正当防衛とかの案件ではない。確信犯である。父親は長男に自分と同じ「じゅん」という名前つけている。そして、自分たちで生んだ子は自分たちで責任をとらねばならないとして葬った。誕生も死も私物化したといわざるを得ない。万策尽きたといい、母親は二軒のクリニックにいつているが、父親は専門家を訪ねていない。ともかく、尊属殺人の場合とは比較にならないほど軽いの、親による子どもの私物化が社会通念として認められているからであろう。

この本で関曠野氏は次のように言っている。この家族は、戦後民主主義のいわば模範家族であるが、だからこそ、戦後日本の家族の特徴を典型的に保有している。日本が戦後模範とした欧米型家族は、科学技術による資源の開発と経済成長というチャンスをできるだけ効果的に利用するという原則で組織されている。「大草原の小さな家」は、広大なフロンティアを少ない人手で早く効率的に開拓するのに最適である。小さな世帯に分散して住むということは消費単位の

増加につながり、市場のフロンティアを拡大させる。核家族で一対一で育てられた子は技術社会のプロとなる適性に合致している。欧米では、宗教的伝統や人種的・民族的差異といったものがこうした「合理的」傾向と相克する傾向があるが、日本の場合何の抑制もライバルもなかった。この家族主義にとつては、未来は経済成長としてイメージされるものであり、家族への愛は経済成長の論理への忠誠と容易に混同された。こういう背景をもっているわけだから、親子関係の危機といつても、結局、親子の内部では解決できず、我々は社会変革を考えねばならないということになる。

以上が関氏の論旨であるが、この親子は社会への通路を閉じてしまったのである。

### 三 九四年度前期

導入部分で、まず紹介したのが、「ニツチを求めて」（批評社・初版一九八九年、増補版一九九四年）である。面白かったので、続いて、その続編「文化生態学入門「生物としての人間に未来はあるか」（同・一九九二年）も紹介した。作成したメモの中から、抜き書きする。

「ニツチを求めて」

\*理論化学→生物物理→社会システムへと、専門を変える。理科から文科に変わって一〇年。

\*桑原武夫「学問は生物学に根ざし、科学は数学をモデルにする。」

\*生物学の中の生態学を根に選び、そのキーワード「ニツチ」を通して、社会スケッチ。

ニツチニそれぞれの生物が選んでいる固有の生活の場。もとの意味（ラテン系）は、巢とか、すみか。

\*二〇と八〇の関係　働き蟻のうちせつせと働いているのは二〇%、残りの八〇%はなまけている。二つを分けると、二〇%集団からもなまける蟻が出るし、八〇%集団からもせつせと働く蟻が出てくる。よく働くかどうかは生まれつき決まっているのではなく、集団をこしらえて初めて生じてくる性質らしい。

\*温帯より熱帯の方が多様度が高い。熱帯の方が生物にとつて利用できる資源が豊富だから。あるいはより多くのニツチが熱帯にあるから。

\*昼でも夜でもない夕暮れ時の不安。各生物の得意な活動時間帯を時間ニツチという。

\*群れもなわばりもその内部で危険なことは起きない安心できる場所。外の世界は未知の場所。劇的な事件が起きるのはいつも外と内との境目。村落なら、境は大きな木が生えていたり、道が辻になつていたり、川に橋かけられていたり、広場があつたり。交流の場。

\*生物と環境と直接つながつていっているのではなく、目に見えない中間領域を通して間接的につながっていると考える。ニツチというのはこうした中間領域のことだ。われわれの社会になると中間領域は経済や政治の制度から文化や宗教までも含んで広くなつてくる。

\*お互い相手に直接干渉しないという平和なばらつき。イトヨ（トゲウオ目の淡水魚）の分布とえさの関係。

\*「複雑システム」は部分と全体とがいつも関係し合っている。慢性症は複雑システム。

\*生産者・消費者＋分解者（バクテリアやカビ）。文字通りの分解者というと葬儀屋、坊さん、ビル解体屋などだが、新聞や雑誌などは複雑な情報の塊をかみ砕いて人々に分かりやすい情報として提供するので、分解者の役割。

\* ほどよい大きさ…狩猟では五、六名の成人男性がどうしても必要。女・子ども合わせて三〇人ほどのサイズが平均的サイズか。規模が小さ過ぎると狩猟が成り立たず、大き過ぎると対立・抗争が深刻になる。農耕・定住で集団規模は大きくなつたが、対立・抗争も増えただろう。そのため組織運営のノウハウに一層の進展があつただろう。近世になると規模はむしろ小さくなつた。農耕技術の進歩で人手がかからなくなり、村全体が一つの生産単位になるのではなく、各家が単位になる。すると努力と成果の関係が見えやすくなるので熱心に働くようになる。工業化で、より大きな組織になる傾向と何と小さな組織のままに保とうとする傾向とがともに存在。新時代にはむしろ小さい方が、ネットワークの利用。

「文化生態学入門「生物としての人間に未来はあるか」

\* 境界のなくなる時代というのは、実は境界が別のところに移動するということではないのか。

\* 入れ子構造 グループを小さくしてもまたもとと同じ構造が生み出される。ヒドラやプラナリアを切断すると断片がちやんと育つていく。二〇%ルールも同じ。残りの八〇%は更に、積極的に足を引つ張る二〇%と中間の六〇%に分けられる。八〇%は「あそび」の部分ではないか。多くのコストをかけて八〇%を大事にしているのは進化の過程で十分もとが取れると確信しているから？

\* 情報化ということで部品の間のつながりがゆるやかに、柔軟になつていくということがある。固い結合（炭素からダイヤモンド、石墨のように）は生まれてくる種類が少ない。

\* 長い時間を取ると生態系の風景はどんどん変化していつている。「遷移」という。

\*企業に、家モデルではない、村モデルを適用。村は家の集まりだが、それだけでない。若者組や婦人会、講、氏子集団等々の横のつながりや、本家・分家、親分・子分等の縦のつながり。性への関心が強く人を見る目が肥えている。それぞれ一人前であることが重視される（結の前提条件）。

\*社会学論の基礎がぐらついている。「自然状態は平等」（ルソー）でもない。狩猟採集民の中に、自然の差別を克服し平等の仕組みをつくろうとする工夫が見られる。マルクス「人間は類的存在」といったが遺伝子は利己主義。

\*企業や社会を生きている系としてとらえる時、手がかりになるのは「進化と適応」の理論ではないか。生物学モデル。  
\*主体的な変異。有性生殖はより豊かな変異を可能にした。変異をあらかじめ組み込んでいる。

\*江戸時代、全国で六万三〇〇〇の村があった（現在の市町村は三〇〇〇）。今の市町村は平均して二〇の村の寄せ集め。当時平均四〇〇人、面積は〇・五平方キロ。

二〇%ルールというのは、応用範囲が広い。例えば、大学内にいると、このルールはともよく分かる。それから、企業に、家モデルではない、村モデルを適用するというのも面白い考えである。

その後、例年通り三タイプに分類して進めたが、九四年度はまず「法意識」をめぐる論議を、日本法社会学会編「法意識の研究」（法社会学三三五号・一九八三年）所収の、六本佳平「日本人の法意識」研究概観―法観念を中心として―によって整理するところから始めたため、日本と西欧の類似と差異について検討する方向へと向かった。具体的には、資料として、トーマス・ベルクマン「訴えてやる―ドイツ隣人間訴訟戦争」（未来社・一九九三年）、棚瀬一代「クレイマー、クレイマー」以後―別れたあとの共同子育て（筑摩書房・一九八九年）等を使用した。この件に関しては、

周知のように、梅棹忠夫氏の文明の生態史観によれば、日本と西欧とは類似の地域としてくくられるが(Ⅲ・二参照)、同氏と杉田繁治の対話「博物館の思想」(「比較法史研究」思想・制度・社会③)(未来社・一九九四年)所収)に、法史的な側面からより具体的に書かれている。この対話は、この問題に限らず様々な内容を含んでいるが、興味深いので、以下にメモをそのまま掲げる。

\* 「モゴール族探険記」はある意味で法人類学、あるいは政治人類学の著書。

\* 律令制に対応するのはローマ法である。

日本では一三世紀以後になると式目法ができた。律令の影響を受けているがはつきり違う。

西ヨーロッパでもローマ法の影響を受けながらも、ゲルマン世界にはゲルマン法があり、ローマ法とは違う。式目とゲルマン法とが対応しているのではないか。

\* アクション・アンソロポロジー。わざと事件を起こして社会がどういうふうな解決していくのか見てみる。実験法学。理科系の発想。

\* 民博は大学の研究所のようなところ。しかし、予算を講座、部門割りしない。カメラ一台で足りるのに各講座ごと購入とかの無駄が発生。細分化は競争回避原理なのである。教官相互の競争をなくしてみんなが仲良く安楽に生きていくようできている。壁を取り払うことで熾烈な修羅場ができる。教官業績棚があつて、自己申告制。研究報告のレフェリー制。「紀要」はレベルが低くなるのが常。

\* 大学の図書館は学生用初歩文献だけで、肝心なものはずべて教授が部屋のなかに取り込んでしまっている。誰にも見

られない。特に悪いのはソフトカバーのものは捨てられることが多い。書棚に立てられないものは捨てられてしまう。学術情報というのは大部分がソフトカバー。三八万冊になった。

\* 検索はコンピュータの未来にかけた。大きなサイズのものを導入した。供給あつての需要。カードシステムは密室における個人の知的生産の話。

\* がらくたなんだからさわつて構わない。破損、盗難は皆無である。

\* ビデオテークは説明を少なくするため。説明板を掲げると皆説明文を読んで実物を見ない。テークというのはビブリオテークのテークで、棚、収容棚。

\* 現在ホロテークを開発中。ホロンというのは全部、すべてという意味。映像も文字も音響もみんな出るすべてのメディアを一つに集めたようなもの。

\* 大学院大学をつくつた。博士課程だけ。学位を出すため。学位というのは名誉称号ではなく、運転免許証のようなものであるべきだ。論文博士も出せる。論文を提出すれば審査してくれる。

\* 民博友の会は市民サービス。大学官僚・教授ではいいサービスはできない。

\* ワープロが普及したお陰で日本語は悪くなった。江戸時代の後漢字離れが起こつていたのに。書けない字、読めない字がどんどんはびこり出した。全部ローマ字にすべきである。情報の点で国際競争に勝つには現在のシステムでは全然だめ。日本人は保守的なので相手にしない。外国人に新しい文字システムを提供したい。同音異義が増えて大変だという人がいるが、それは漢字を使つているから起こる。表音文字で書けばそういう言葉は使わなくなる。

日本ではまず、中国法（律令）の継受が、大化の改新（六四五年）の際なされた。これによつて公地公民制がとられ、全国が六〇数個の「国」に分かれ、さらに各々が「郡」や「里」に下位区分された。ところが、貴族には私有が許されたところから破綻が生じていった。九世紀頃から地方行政は弱体化して行き、それとともに有力な貴族（豪族）は武装し始めた。こうして武士が生まれた。武士は力を蓄えていつて、自衛のため集団化していき、鎌倉幕府が誕生した。このようにして、御恩と奉公の関係からなる封建制が生まれたのである。そして、式目法ができた。代表的なものが、執権北条泰時が中心になつて編纂した、御成敗式目（一二三一年）である。御成敗式目は、御家人の所領関係の紛争処理の基準を多く含み、さまざまな裁判準則からなつている。先例を覆さないという「不易の法」の条項がいくつか見られる。律令解釈に反する、武家の慣習に基づく判断を正当化したもので、その根底には「道理」への確信があつたのではないかといわれる。「不易の法」の発展と共に、善悪の倫理観念を超越した法が定立されたとも言われる（大竹秀男・牧秀正編「日本法制史」（青林双書・一九七五年）参照）。梅棹氏は、律令に対応するのがローマ法、式目に対応するのがゲルマン法であるとされるわけである。一揆に関連して、徳政令、喧嘩両成敗、武器所持禁止等について、関連文献に当たりながら調べ調べしていくうちに、土地所有をめぐる歴史の問題に至り、さらには現在のまちづくりや都市計画のあり方の違いを述べることとなつた。その中で、ずっと以前に読んだ、司馬遼太郎対談集「土地と日本人」（中央公論社・一九七六年）の中の、石井紫郎氏との対談を使つたが、司馬氏の土地公有論には、かつて私は大きな影響を受けた。

次に、中国については、当時、とりわけ日本企業の中国進出に伴う諸問題を扱つた本が次々に出版されていて、一種のブームと言つていい状態だつた。これらの中から、園田茂人「幻想としての「同文同種」」、及び、高橋正毅「中国人

の法意識が変わり始めた。次々と制定される資本主義最先端の法律——（いずれも中央公論九四年七月号臨時増刊「中国ビジネス徹底研究」所収）、中村治「日本と中国、ここが違う」（徳間書店・一九九四年）、小口彦太「中国法の常識」（早稲田大学エクステンションセンター編「中国ビジネスの法と実際」（日本評論社・一九九四年）第四章）等を使って講義した。身近な問題になればかえって、様々な違いが強く意識されるようになっていくだろう。「日本と中国、ここが違う」では、「制度的対立から文化摩擦へ」と言われている。

#### 四 九四年度後期

九四年の夏休み中、まず、七月二八日から八月四日まで、ベトナムを旅行した。戦争孤児の新聞少年のために奨学金をあげようという会が沖縄にあり、その会に便乗して一緒に行かせてもらったものである。ハノイから入り、フエを経由して、ホーチミンから帰った。また、九月四日から二一日まで、アフリカ南部を旅行した。台北経由で中華航空を使ってジョハネスバークに入り、南アフリカのほかジンバブエとザンビアに行った。帰りもジョハネスバークから同じルートで帰った。後者の、アフリカ南部の旅については、拙稿「南北問題と沖縄」（沖縄大学地域研究所年報第六号（一九九五年）所収）中で記した。

講義では、ベトナムについては、次の二冊を利用しながら説明した。

猪口孝「世界変動の見方」(ちくま新書・一九九四年) メモ

1、鳥瞰図と虫瞰図

ハノイまでの直行便は台北、香港、シンガポール、バンコックにしかない。

九四年一月から一九年ぶりに東京との定期便が再開の模様。

シンガポールはベトナムの最大の貿易相手国。シンガポールは貿易額が国民総生産のほぼ二倍。

台湾は特に農業機器を大量に輸出、ないし合弁生産。

ベトナム・中国間にはしこりが残っている。一九九〇年代からの南シナ海での領土紛争も影響。

タイは進出が遅れている。伝統的不信感か。

ベトナム航空のスチュワーデスのアオサイ服は過激。ドル獲得戦略の一つか。

「信頼醸成装置」としての外国語。

機内は台湾農村からの団体観光客が多い。おじいさん、おばあさん。すべて格安なのでブーム。

中国に比して、ベトナムは警戒心が強く、共産党はなかなか手綱をゆるめない。

侵略されつばなしの国だった。

ホテルのテレビにCNN(アメリカ)BBC(イギリス)CFN(フランス)が二四時間入る。

情報の公開度は比較的高い。

坪井善明「ヴェトナム「豊かさ」への夜明け」(岩波新書・一九九四年)メモ

## 第一章 中国の影

\* 友誼関と鎮南関

\* 七二年中米国交回復(ベトナム戦争中)、七五年サイゴンの武力解放、七八年ソ越友好協力条約(一種の軍事同盟)・ベトナムのカンボジア進駐、七九年中越戦争、八六年ドイモイ路線に変更、九一年中越国交正常化。

## 第二章 南と西の隣人たち

\* ベトナムの九割はキン族。その他に五三の民族。

\* チャム族、クメール、ラーオ

## 第三章 ヴェトナム社会

### ① 識字率の高さと長寿

### ② ヴェトナム社会の特徴

近代と平和を知らない東南アジア・東アジア社会

近代を知らない…資本主義的發展に基づく市民社会がまだ成立していない。

平和を知らない…戦争慣れしている。死んでもととの社会。

東南アジア社会…「社会的に女性が強い」と、「社会は国家より強い」

東アジア社会…中国化された制度をもつ。

③ 二〇〇〇年の共存 二〇〇〇年前にもたぶん存在したであろう生活と現代生活とがモザイクのように混在し、相互

に影響しあいながらも存在。

④地縁・血縁

⑤噂の社会

⑥外国人に対する猜疑心と不信感

⑦小商人世界

大規模な商売は中国、フランスなど外国人。実用的センスはあつても、中長期的起業家精神ない。

#### 第四章 党と国家機構の特徴

ヴェトナム戦争を、アメリカは自由世界の擁護と枠組み設定したが、ヴェトナムは外国勢力排除の正義の戦いと設定（中国の孝、日本の忠、朝鮮の名、ヴェトナムの義）。「貧しさを分かち合う社会主義」。終戦によつて役割を終え、出てきたのがドイモイ政策。

#### 国家機構の特徴

##### ①共産党の指導

九二年憲法で主席はなくなり、大統領、副大統領が誕生、内閣総理大臣の権限も強化されるとともに、国会も本当の立法機関に脱皮しつつあるが、なお四条で共産党の指導という特別な要素が行政に加わっている。

##### ②余剰人員・人材不足

幹部推薦の登用。正規の月給は安い。アルバイトに精を出さないと生活が成り立たない。有能な若者は外資系合併会社、大使館、等に。

### ③セクシヨナリズム

横の連絡は極めて悪い。

### ④文書主義

全然動かないのではなく最後には動く。命令は正式には文書でされる。文書が出る前は、いかようにも変更可能。しかるべき文書が出ると信じられないぐらいスムーズになる。日本のような事情変更原則は文書が出た後は通用しない。

## 第五章 ドイモイ政策

グエン・スアン・オアイン氏の造語。一九四五年京都大学経済学部卒、ハーバード大学大学院、講師等経てワシントンのIMFで働く。六三年南ヴェトナム中央銀行総裁兼経済財政担当副首相。解放後も逃げず。八〇年まで謹慎蟄居。九二年憲法でドイモイ政策が明文化された。

八〇年憲法の「プロレタリア独裁国家」は「人民の、人民による、人民のための国家」に。党組織は「憲法と法律の枠内で活動する」。法律を付加した。

## 第六章 戦争の傷跡

投下された爆弾量は第二次大戦で日本に投下された爆弾量の一〇〇倍。

現在も六〇〇万人が精神障害に苦しんでいる。拷問の電気ショックの後遺症等。枯葉剤後遺症も深刻。全面的な事態  
解明体制は確立していない。

南北格差。

## 第七章 經濟發展の可能性

まずお腹、生活という順でのドイモイ。重工業優先を見直して、農業を重視、特に、食糧・食品、消費財、輸出品の三分野での生産を増加させる。

三つの切り札「石油開発（原油輸出、精製油輸入）、食糧輸出（八九年以来米、エビ、イカ、スルメ等）、經濟援助の全面再開（八七年に外資導入法。八八年以来西側投資活発化。ソ連援助かなり穴埋め。九四年二月三日クリントン米大統領は対ヴェトナム禁輸措置全面解除発表）。

北朝鮮と違い集団指導体制。対外開放策。經濟に関しては韓国と接近。中国は沿岸部から内陸部という線だが、ヴェトナムは狭いし、南北格差もあるので全国均等方式。法の支配が弱いことはネック。民法など二一世紀までかかる？人材不足。經濟的自立觀念の欠如。マクロな見通しをもてる人。

戦争がマイナスに作用。「知的世界」を厚くするお手伝いが必要。

### 終章 援助のあり方

カンボジア侵攻、中越戦争で積極外交一〇年以上冷却。九二年一二月、ODA再開。日本企業は、九三年頃まで慎重。アメリカの不興を恐れたことと、インフラが不十分ですぐにはもうからない。

日本の援助のあり方について

#### ① 戦争の傷をいやす。

橋や道路が直るのはいいが、外国企業の進出条件整備ということで産業道路や輸出加工区だけに集中するのはよくない。皮肉にも交通事故多発。

BHNにも力を注ぐべきである。日本の援助は「顔の見える」援助になっていない。恒常的に医師や看護婦が常駐できる体制を構築しないと。

## ② 社会文化発展の後押し

社会福祉や文化分野は意識的に援助を注がないとなかなか発展しない。

例として、世界遺産の一つに認定されたフエ等。

## ③ 内在的理解

相手の生きている「誇り」を理解すること。

日本人の派遣は事情通になることを極力避ける。一つのことを知りつくすと「つぶしがきかない」からだとか。先進国に行く時は言葉をしゃべれるようにしていくのに、途上国に行く時は通訳ですませるのを当然としている。謙虚さが欠落。

## ④ 多元的な国際協力

日本一国とか、一企業とかに常にこだわる必要はない。ネットワーク。

ヴェトナムの朝食 フォーという米で作ったうどん。フォー・ポー（牛うどん）フォー・ガ（にわとりうどん）。

南部では、フォーティユという米粉うどん。豚肉入りで麺が少し細い。中部ではミエンという春雨スープをフォーの代わりに食べることもある。フランスパンと目玉焼きとコーヒーの洋食スタイルもある。チャオというおかゆもある。

アフリカ南部については、次の二書を使って説明した。

篠田豊「苦悶するアフリカ」(岩波新書・一九八五年)

\*名譽白人は白人待遇だが白人ではない。日本人は、法律上白人と結婚できなかった。

雜婚禁止法などで一九五〇年から二五年間に一〇万人を越す男女を裁判にかけた。

八四年七月、白人のみの議會を三人種(白・カラード・インド)別三院構成の議會に。カラード三二%、インド二

〇%と選挙投票率低調。

ホームランド制は黒人を民族別に一〇に分類し、各ホームランド国民とし、南ア市民権を奪って外国人と扱う。南アを除き國際的認知はなかった。

「都市地域整理統合法」で、黒人一家はばらばらに住まねばならなくなる。

八四年六月、中国人も名譽白人となった。

\*ジンバブウェは八〇年四月、九〇年余りのイギリス支配から独立、ローテシア(ローズの家)からジンバブウェ(石の家)に国名変更。

六五年一月、白人強硬派スミス首相が黒人への政權譲渡を拒み一方的独立宣言、その後一五年に及ぶ國連の經濟制裁始まる。南アフリカに準ずるアパルトヘイト体制。

勝俣誠「現代アフリカ入門」(岩波新書・一九九一年)

第七章 日本人とアフリカ人—アパルトヘイトが教えてくれたもの

\* 九〇年二月、二七年ぶりにネルソン・マンデラ釈放。予想外に早くアパルトヘイトは崩壊。

理由

①すべての白人が警官になるわけにはいかない。管理コストが膨大。

アフリカーナ系白人の四割以上が公務員、政府予算の半分近くがアパルトヘイト維持のため。

②南アフリカ経済の成長にともない熟練労働者不足が深刻になる。

消費者としての役割も増大。非白人向け国内市場、七〇年代の二〇%強から八〇年代には三〇%を越える規模になる。

\* 一九八六年一〇月、レーガン大統領が拒否権行使したのにもかかわらず、アメリカで、本格的なアパルトヘイト制裁法可決。IBM、コカコーラ、ジェネラルモーターズなどが撤退。「積極的差別撤廃運動」と呼ばれた市民運動を背景に生まれた。

\* 一九八八年一二月、国連総会で、日本は南アフリカ最大の貿易相手国として名指しの非難受ける。

国益論(プラチナ(自動車の排気ガス調整触媒)、クロム(ステンレス材料)、黒人がますます困窮するという説)。

なお、九六年度後期でオランダを扱った際、それとの関連で、南アフリカ関係の本を読んだ。九四年に南アフリカに行つたときは、オランダとの関係は念頭になかった。まさかこんな形で、また南アフリカのことを扱うとは思わなかつた。

た。このとき峯陽一「南アフリカ「虹の国」への歩み」(岩波新書・一九九六年)を読んだが、アパルトヘイトが制度化されたのは、実は第二次大戦後のことである。この本をもとに簡単に年表にしてみると以下の通りである。

\*コイサン人が住んでいた。

\*一六五二年、オランダのヤン・ファン・リーベックがケープに。植民。ドイツ人、フランス人も。アジア系中心に奴隷積極活用。

\*一七九五年イギリスがケープ奪う。いったん返還後、一八〇六年再占領、恒久植民地化。奴隷解放。

\*一八三五年〜四〇年グレート・トレック。一八五二年トランスヴァール共和国、一八五四年オレンジ自由国をイギリス承認。

\*一八四六年〜イギリスはナタール植民地でシェプストンシステム(間接統治システム)採用。

砂糖きびプランテーションにはインド人。年季奉公インド人。ほかに旅客インド人。一八九三年ガンディー、ダーバンに。

\*一八六七年キンバリーでダイヤモンド発見。九一年セシルローズが独占。

\*一八八六年ジヨハネスバーグで金鉱発見。

\*一八九八年までにアフリカ人征服。鉱山労働者。

\*一八九九年〜一九〇二年南アフリカ戦争。焦土戦術。

\*一九一〇年南アフリカ連邦成立。四州。アフリカ人に原則として参政権認めず。

\* プアホワイト・アフリカーナーの民族主義勃興。一九一三年原住民土地法。一九二三年原住民都市地域法。A N Cは  
穩健、I C U産業商業労働者組合の千年王国運動。

\* 一九三九年連合国側で第二次大戦に参戦。

\* 一九四八年の選挙でN P国民党が与党U P連合党に勝利。アパルトヘイトへの道。

\* 一九六〇年三月二日シャープビル事件。冬の時代。ホームランド一〇個に分割、「分離発展」。

\* 七〇年代後半アパルトヘイト体制弱さを見せる。不況、国際社会で孤立。

\* 八四年、新憲法で人種別三院制議會。失敗。

\* 一九八六年、アメリカでレーガン大統領の拒否権覆し、両国の貿易、投資、人的交流を厳しく制限する「包括的反ア  
パルトヘイト法」可決。

\* 八九年、デクラークN P党首に。九〇年マンデラ釈放。

\* A N Cアフリカ民族会議とI F Cインカタ自由党の抗争。

\* 九三年一月、暫定憲法に署名。

\* 比例代表制、連立政治モデルの採用。

\* 一九九四年四月二六〜二九日総選挙

\* そして今。政治暴力は鎮静化したか、一般犯罪は急激に増える。地域性、エスニシティが多様だけでなく、圧倒的  
経済的格差共存。世界の縮図としての南アフリカ。

このような旅行をして、援助を期待されている国としての日本に遭遇せざるを得なくなっていることを痛感した。そういうことから、現在の世界を抱える最大の問題といわれる南北問題を取り上げることにし、田中治彦「南北問題と開発教育」(亜紀書房・一九九四年)をていねいに紹介することにした。この本を使うことに決めたのは、一つは同書四頁に載せられているGNPで表した世界地図を見て衝撃を受けたからである。それと同時に、この本は、南北問題を広く先進諸国の人々に伝える開発教育の問題をも取り上げている。南北問題自体は事実として明瞭に提示できるが、開発教育の方はその受け手に依存するところが大きい。

このときの講義のことはずでに、一部、前記の拙稿「南北問題と沖繩」で述べた。

当時、ちょうどODAの談合疑惑が問題となっていた(例えば、朝日新聞(東京版)九四・九・七朝刊「ODA資料で談合容疑」等参照)。ODAについては、評価する人としらない人とに分かれ、論争がなされている。私としても、両サイドの本に目を通して見たが、いい論争になっていないと思う。かみ合っていないから、いくらやつても平行線でしょう。その中で、政府の態度は変化してきている。やはり外圧には弱い。講義では、浅野健一氏の「日本は世界の敵になる」(三三書房・一九九四年)を取り上げて紹介するほうに力を注いだ。論争を細かく見るよりも、日本のODAの最大供与国であり続けてきたインドネシアがどういう国で、そこで日本がどういうことをしてきたのかを見れば、しっかりした判断材料になるだろうと思つたからである。ちなみに、インドネシアの旧宗主国もオランダである。また、浅野氏は匿名報道の問題で著名で、かつて、法人類学の講義でも取り上げたことがある(Ⅴ・三参照)。

それから、日本の中の「南」である沖繩についても並行して考えていた。九四年一〇月三二日に、具志頭村で、有志のおじさんを相手に話した。この人達の一番頭を痛めていることは、自立できる仕事作りである。農業ではもうだめな

のである。基幹産業だとされるさとうきびではもう、という状態なのである。具志頭村ではまだ人口の急激な減少は起こっていないが、高齢化は徐々に進行し始めている。いったん人口が減り始めたらどうしようもなくなるのは、離島の現状を見れば明らかである。第三世界の話と比べてどうであろうか。

「南北問題と開発教育」のあと、主として日本の子どもの話題を取り上げた。じゃ、先進国だという日本の子どもたちは幸せなんですかということを考えてみたかったのである。ちょうど中学生がいじめで連続的に自殺して、日本の子どもたちが置かれている状況があらわになった。ここで、「関係の中の子ども」という表現を使った。それは実は子どもだけでなく、大人にも発生していることである。そういう構造自体は、いいとも悪いとも決められないだろう。ただ、その進行が急速なことから、現時点では人々が構造の変化についていけないという問題点の方が突出して現れるようである。とりわけ、沖縄のような島世界ではその弊害が現れやすいといえる。島が従来やり方のこだわりがあれば未来はない。これらについても、拙稿「南北問題と沖縄」の中でまとめた。

九四年度後期最後の授業で、森岡正博「生命観を問いなおすーエコロジーから脳死まで」（ちくま新書・一九九四年）を紹介した。たまたま、同氏の「電脳福祉論」（学苑社・一九九四年）を読んだついでに読んでみたのだが、自然と生命とを同じ土俵で考えていこうとする態度に興味を感じたのである。

この本の趣旨は、現在自然も生命も大きな危機なり問題なりに直面しているが、それというのも、もとはといえば我々の「生命の欲望」に由来するので、それに目をふさいで、人間と自然が一体になる思想だとか、生きとし生けるものと共存する哲学等を提唱してみても空しいではないかというにある。実際、地球環境問題という自然の危機に直面して、環境倫理学の考え方に従って、有限の世界に則した倫理を確立し、将来の世代のことも考え、また動植物も我々の

一員である等と言つてはみても、どういふ変化が期待できるのかとも思われる。また、生命の問題についても、脳死、体外受精、受精卵の段階での赤ちゃんの選別等、先端医療がさまざまな社会問題を生んでいる。

地球環境問題の根本に南北問題がある。で、今日、南北問題の解決に反対する人はほとんどいないだろう。しかし、もし、開発途上国が先進国と同じレベルの大量生産、大量消費を始めれば、地球の資源と環境はすぐにパンクする。先進国のエネルギー消費や生活レベルを今の開発途上国レベルにまで下げればいいが、そんなことはできないでしょう。生活レベルを大きく下げてまで南北格差を解消しようという人は、日本人の多数を構成してはいないだろう。福祉のために税金を上げるといふ話ならしぶしぶ同意するだろうが、これは南北問題とは違う。生活水準を下げないで南北問題を解決できるのか。新しいテクノロジを開発すればできるかも。その新技術をどんどん開発途上国に売り込んでいけばいい、と。こういういき方だと南北格差は固定される。もう一つは、リサイクル社会の建設と啓蒙であるが、リサイクルできるということになると逆に消費をおおるのではないかとされる。仮にリサイクルシステムが完備されれば物を捨ててもごみとなつてたまらない、ということはいくら捨ててもいいわけだから。かくして、「リサイクル型超消費社会」が出現すると、あとは消費は悪いのだという精神論しか残らない。ともかく、先進諸国がリサイクル型に移行するのは時間の問題で、安いコストで効率よくリサイクル社会をつくれた国が二一世紀の覇権国になり、リサイクル型南北構造が発生するのではとされる。当面リサイクルできないものはリサイクル途上国に売ることになつて、現在でも、開発途上国が先進諸国から有害物質を買うという事件が起きている。条約で縛りをかけても、網の目をくぐつて、今後いくらかでも同様のことが起こり得る。

しかし、他の生命を犠牲にしても生きていこうとする欲望にもかかわらず、生命は他の生命や自然と調和したいとも

願っている。だから、「ディープエコロジー思想」（この本によれば、以下のような主張を含んでいるのだそうだ。①生命体や人間は個々ばらばらに存在しているのではなく、相互連関的なフィールドに織り込まれた「結び目」。②生命圏平等主義。③多様性と共生の原理。④階級のない多様性。⑤汚染と資源枯渇に対する戦いは続ける。⑥生命体、自然に見られる複雑性を評価。⑦地方の自立と脱中心化進める。）とか、「生活地域主義」（住んでいる地域の生態系の特徴を尊重し、それに合わせたような生活様式で暮らすこと）、ニューサイエンス（内容は機械論、還元論、主客三元論を捨て、物事の関係性を重視。ホーリスティックな世界観。地球と調和してエコロジカルな生を送ることで新しい次元へ至る。）、「いのちと癒し」の流行等を無意味と言いつけることはできないが、森岡氏の言うようにロマン主義の甘いスローガンで知性をマヒさせるのではだめだというのもその通りだろう。森岡氏はそういったあたりかたを、生命学という形で考えていきたいとされるのである。

以上が九四年度後期の概観であるが、九四年度は、一・二部の講義曜日が違っていて、後期になってテンポが合わなくなつたので、途中から日付でなくナンバー表示の講義案を作成した。しかし、やってみるとうまくいかなかつた。やる気を削ぐのである。この経験から、よくも悪くも日付なしでは考えられない講義をしているのだなあと再確認することとなつた。

## 五 九五年度

九五年度前期の内容は、拙稿「地域づくりの社会教育」（沖繩大学地域研究所年報第七号（一九九六年）所収）では網羅的に述べた。

すなわち、まず、シエル・シルヴァスタインの「与える木」の感想文を受講者に書いてもらい、これをもとに、守屋慶子「子どもとファンタジー」（新曜社・一九九四年）、牧口一二「何が不自由で、どちらが自由か」（河合ブックレット・一九九五年）、網野善彦「海から見た日本史像 奥能登地域と時国家を中心として」（河合ブックレット・一九九四年）、内橋克人・鎌田慧「大震災 復興への警鐘」（岩波書店（同時代ライブラリー）・一九九五年）、阿部泰隆「政策法務からの提言―やわらか頭の法戦略」（日本評論社・一九九三年）等を順次紹介した。阪神大震災等を頭に置いて、個人的な問題と、公共的な問題とのつながりを意識しながら講義を進めた。阿部氏の本や論文では、「公共性」というのは単純な数の問題ではないのだ、ということが主張されている。ところが、日本の行政には、最初から「少数犠牲者」が出ることを予想させるような何かがあると思う。

その後、オウム真理教関係の新聞記事等を見てから、それと対比する形でイスラームを取り上げた。イスラームにおける神の絶対性、超越性と対比すると、いわゆる新・新宗教というのはいかにも現世的である。

西欧の場合、キリスト教といつても今は科学の方が幅をきかせていて、そういう意味では日本と似たような状況とも見えなくもない。この点については、「河合隼雄著作集11宗教と科学」（岩波書店・一九九四年）が非常に参考になると思う。そこに収録された三つの文章のメモを以下に掲げる。

## 一 神論と多神論

\* 現代の自然科学はキリスト教文化圏から生まれしてきた。

ガリレオの宗教裁判の話など通じて、日本ではキリスト教と近代科学が敵対関係にあると信じる人が多い。

\* キリスト教では、世界を神の創造として考え、次に神と被造物との間に画然とした区別があり、被物の中でも人間は特別の地位。神は自分の形に人を創造された、と。

一六―七世紀の科学者たちは、今日と異なり、神の秩序を見いだそうとして研究を行った。すべて神から出発し因果法則を見いだそうとする。東洋では「共時性」の原理が強い。「虫の知らせ」みたいなもの。また、仏教にも「因果応報」はあるが、自然を人間から分離しない。人間の内的な状態と外界の事象とが未分化。どうしても自然科学体系を打ち出せなかった。

技術でも同じ。例…火薬は中国がヨーロッパよりずっと早く知っていたが、もっぱら祭典を楽しむ花火として使われたのに、ヨーロッパではすぐに武器と結びついた。善の敵を破滅させるのは善である―武器を発達させることに意義を感じた。

\* 村上陽一郎「近代科学と聖俗革命」新曜社・一九七六年

自然科学の力が非常に強くなつた時点で、宗教と科学の間に新しい動きが起こつた。

① すべての人間が等しく知識を担い得る。

② 神―自然―人間という文脈から自然―人間という文脈への転換。

神抜きで真理を語るようになった。人間はそれによつて、自然を支配できるようになったと錯覚するほどになった。  
一 神教の神の座を人間が奪うようになった。

その場合の人間は唯一神をモデルにする。自我が整合性持ったシステムとして主体性と責任持たないといけない↓  
「自我の確立」が重要になった。

\* 自分で自分をコントロールするのが非常に難しい。

ノイローゼ。ヒステリー症状になると手足が動かない↓フロイトが、「無意識」概念導入。「無意識」内の障害が身体機能の障害になっている、と。これで因果的に説明できるが、人間の行動が「無意識」によつて決められることがあるということをも認めることになった。

精神分析はアドラー、ユング等さまざまな学派を形成。各学派はそれぞれが正しいと主張し、統合されそうにない。

科学ではないという考えが出てきたが、客観的な研究では心理治療には役に立たないことが多い。心理療法では治療者と治療される者との間に明確な切断が成立しない。両者の関係が重要。

\* 一神教というのは構造としては合理的だが、神の座に何を置くのかが問題。中心が実は中心に値しないのではないか。「中心の喪失」は怖い。しかし恐怖が過ぎ去れば自由の感覚に気づく。

\* 人間がエゴイズムを発揮してくると手のつけられないアナキーになるのでは↓解決策として民主主義が出てくる。

特定の個人や集団に「神」の座を乗っ取られないように、集団の全員が決定権を持ち、多数決という妥協で解決していくこうとする。自由な民主主義の中には潜在的多神論があり、逆にあらゆる権威主義的な制度には偽装した一神論の気配が感じられる(デイヴィッド・シ・ミラー)。

\*個人の心の中についてもユングは自己というものを考え、自我と自己との相互作用の中に人間の成長の過程「自己実現」を認めた。

\*多神論的構造においてアナキーに陥らないためには自己の神の正当性や唯一性を主張せずに、神々が全体として調和している姿をイメージできるような審美性をもつこと。

\*日本の場合伝統として多神論である。

日本神話の中空構造。中空の座にツクヨミが無為の神として存在し、それを均衡するようにアマテラスとスサノヲが存在。中空に何者かが侵入してくると（例えば中空的役割を果たしていた長が権力者としてふるまい始めると）一神論的構造の場合より手のつけられない暴君になる可能性がある。一神論に固まってしまわない柔軟さが、弱さにつながってしまい得る。

#### 対話の条件

\*参加者は対等、発言自由、了解可能な言語、話の内容いかにかわらず関係を切らない。そうするとたぶん何か新しい発見が生じるでしょう。

\*宗教家が絶対者の代弁者として発言し、科学者が真理として主張する時、対話は成立しないだろう。自分の心の中では、科学者が優位で、宗教家は無力化した人が多い。

\*村上陽一郎氏のいわゆる聖俗革命の結果、自我確立が重要になる。神抜きで人間を考えると進歩ということが非常に大切になってくる。

無意識の世界で問題が出てくる。

\*現代における多くの心理問題の根底に「関係性の喪失」ということが認められる。

自我がキリスト教という信仰＝神の愛によつて支えられていた間は人間は傲慢に陥らずにすんだ。

科学によつて実証性に頼つていくと宗教はだんだん否定されていくことになる。

母親が急に死んだということは、科学の説明では「意味」を見いだせない。母親を失つた人が例えば来世という「神話の知」を信じるなら、その人と死んだ母親との間に関係性は保持されることになる。多くは来世を否定。科学がこわしたものの一つが関係性。自分を世界と切り離して考えるイデオロギー対して自分をも含んだものとして世界を見るコスモロジー。

\*前世療法、退行療法。催眠をかけたどんどん退行させていくと幼少時の記憶の次に前世のことを語り出す。「信じる」というよりは「知っている」というべきではないか。

物語という土俵で、宗教と科学が対話できるのではないか。

### 人間科学の可能性

\*人間科学…これまで「人文科学」と考えられていた範囲を超えて、社会科学、自然科学分野も入ってくる。特に一九六〇年代以降、言語学、人類学、精神医学、精神分析、心理学、社会学をはじめ脳神経生理学や動物行動学などを含む人間の諸活動の科学的探究が旧来の人間理解を揺るがすほどに発達、人文科学に代わつてこの名称が用いられるようになる。

\*生命科学の発展。しかし、現行の手法でDNAを少し出し入れした位では生物は簡単に変わつてくれない(米本昌平)。同じく科学であると主張しているキュブラー・ロスによる死後生の研究。「肉体離脱経験」=瀕死の状態に陥つた時その人は自分の肉体を離脱した高所から自分の身体とそれを取り巻くすべての状況を「見る」と。

両者は相当違うのでは。

\*人間が対象。自分から切り離された他者を観察する→自分と無関係であるが故に誰にでも通用する普遍性。しかし、例えば、非行少年に対して自他の区別をはつきりして、客観的に研究を続けて再教育不能と判断、実際非行が悪化して判断の正しさが立証される：では無意味では。彼との関わりを求めていくやり方を取ると案外話しかけてくれたり秘密を打ち明けてくれたりして云々。臨床の知。すなわち、①相互主体的。②個々の事例や場合を重視。③総合的、直感的、共通感覚的であり、深層の現実にも目を向ける。

\*ニューサイエンスは、科学と臨床の知の統合の試みの一つか。現在のところ余り成功していない。しかし宗教と科学が、統合は無理でも共存していけるような場が得られるのではないか。

東西比較というのは便利だし、妥当である問題も多いがそういう分類で足りないのはすぐ分かる。宗教だけ考えても、特にキリスト教と仏教とは、もともとの発祥地(イエルサレムとサールナート)を離れて、世界各地に伝播した。受け入れた地域で同じように機能したのではなく、受け入れ地域の事情に応じてさまざまである。宗教自体が形をかえ、内容をかえていくことがある。日常の世界より非常の世界に関連する部分の多い宗教にあつてさえこうである。これが、日常に関連する部分の多い法とか経済とかになると、受け入れ地域の条件がより大きくものをいうのは当然であ

る。

こういつた問題を、宗教との関連も十分考慮に入れて組み立てられた理論として九五年度も梅棹忠夫氏の「文明の生態史観」を紹介した。

ところで、中国について、たまたま梅棹氏の方法論と似た立場の本を見つけて読んだ。上田信「伝統中国（盆地）（宗族）にみる明清時代」（講談社選書メチエ・一九九五年）である。この本は直接には、諸暨（しよき）盆地という、華中の、杭州のそばにある盆地をフィールドにして、生態システム、社会システム、意味システムの相互関係の中で、静態的ではなく動態的に把握しようとする、「史的システム論」という立場から、明・清時代のこの社会を把握しようとしたものである。具体的には、第一章で、この地域への移住史が述べられている。その後、第二章で社会システム（主として親族関係のあり方）、第三章で意味システムを中心に、タイ、日本との比較で述べられている。概ね、これまでに私が構築してきたイメージと同じである。

これとの関連で、沖縄の家族について、例えば、比嘉政夫「女性優位と男性原理 沖縄民俗社会の構造」（凱風社・一九八七年）等を参照すると、沖縄が三者の混合地帯であることがはっきり読みとれる。

以上が九五年度前期の概要である。

九五年度後期の講義内容は、概ね、すでにⅦに記した。

Ⅷ・三で、規制緩和と地方分権の関連について触れたが、これについては広域自治との関連で九六年度の講義で取りあげた、次の文献のメモを以下に掲げておきたい。

水口憲人、新川達郎、佐々木雅幸「討論 分権・広域化で地方自治は進展するか」

「地域と自治体 第20集 特集 広域行政と地方分権」(自治体研究社・一九九三年) 所収 メモ

\*背景..

社会主義、資本主義福祉国家の行き詰まり↓新自由主義 分権≠民営化 J.R、N.T.T

↓分権≠権限委譲

\*広域行政(受皿)と地方分権がセットになっている。

地方からでなく中央から出されている。中央がやる、中央のための地方制度改革ではないか。

・公共事業がある種の閉塞状態、飽和状態。

中央各省庁 割拠性+現地主義

むしろ外国に投資したほうがもつかる。国際貢献国家。

\*地方からの声は、大都市から出ている。

・地方政府自体が民間企業化してきているのではないか？

おもにサービスの受け手として市民が規定されている。

アメリカの新自由主義的地方自治論では、自治体間での住民移動によって決めさせる「足による投票」

\*政策誘導に交付税が使われる。交付税の補助金化。画一化圧力。

特定の補助事業のウラ負担として過疎債発行し利子償還に交付税で措置。

建設中心になる。

法人類学の内容(Ⅷ)

↓E・C型農村整備事業、環境保全と農村定住促進のための農家の所得保障制度への転換が望まれる。

また、九五年度後期の最終回に、チャドウィック・F・アルジャー「地域からの国際化―国家関係論を超えて」(日本評論社・一九八七年)を紹介したが、この本を紹介しながら、「国際化」の進展を改めて実感した。

## 六 「内容」の変遷

最初に述べたように、九三年度から九五年度まで、形式的にはあまり変化はなく、前期でこの科目の趣旨やマクロな見取り図等を説明し、後期では、その時々興味を持つている事柄を扱ってきたのに、内容的に見ると、徐々に、後期のテーマの前期への侵入といった事態が認められると思う。後期では、個人レベルの日常生活に密着したテーマを扱うことが多かったため、それは、社会全体としてのパターン分析ではもはやあまり意味のない時代になったということだと思ふ。九三年前期に香港や中国等に関連して、意識的に個人に焦点を当てた文献で講義を構成しようとしたのもそういったことからである。九五年度の最初にやった「与える木」も心理学に密接に関連し、それは、阪神大震災やオウム真理教の問題へとつながっていったわけである。

もう一つ感じているのは、どのテーマにしろ非常に現実的な問題と意識されるようになって、遠い異国のこととは思えなくなったことである。草の根レベルでも「国際化」は予想以上に進んでいる。九四年の夏に、ベトナム、そして南アフリカに行ったときこの事を痛感したのだった。中国等の文献も企業実務に直結したものが増え、それだけでも講義

が構成できるようになつてきた。

国内的にはそれは、Ⅶで取り上げた、規制緩和とか地方分権といったテーマに関連する。法と経済・経営との距離が非常に近くなるとともに、問題が、下にもおりてきていることを痛感させられた。「自治体学入門」という科目を設置するに至つたのもそういう動向に深く関連している。従来、地方自治には関心があつたが、あくまで多くの分野の一つとしてしか意識になかつた。それを中心的な課題として独立させるに足りると考えられるほどになつたということである。

九六年度は、前期で、あくまで結果としてそうなただけだが、「子が親を扶養するのはなぜか」というテーマを一貫して追いかけることになつた。また、夏休み中に、北アイルランドを含むアイルランドとオランダを旅行したことか、後期では、この話をした後、オランダに関連したテーマを一貫してやつた。これらについては別稿に譲る。

(一九九七・一・二三 脱稿)